千葉県環境審議会 自然環境部会 議事録

日時 平成 18 年 3 月 27 日 (月) 午後 2 時 5 5 分 ~ 場所 プラザ菜の花 4 階「羽衣」

1.開 会

司 会 ただいまから、千葉県環境審議会自然環境部会を開催いたします。

委員の先生方の皆様方には、ご多忙のところ、また環境審議会に引き続きまして、ご出席を賜りまして、どうもありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めます自然保護課の高梨と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、「本日の会議次第」がございます。

次に、議案関係といたしまして、

議案第1号 南房総国定公園に係る宿舎事業の事業決定変更(案)について 議案第2号 県立九十九里自然公園に係る園地事業の事業決定変更(案)について がそれぞれ資料とともに綴られております。

最後に、追加で配らせていただきました諮問書の写しがございます。

資料等の確認ですが、足りないものがございましたら、お教えいただきたいと思いますが、大丈夫でございましょうか。ありがとうございます。

本日の議事進行は会議次第により進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろ しくお願いいたします。

本日の自然環境部会でございますが、部会定員数 11 名中7名の委員先生のご出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第 33 条第7項の準用規定によりまして、本部会が成立しておりますことをご報告いたします。

2. 自然環境部会長あいさつ

司 会 はじめに、田畑自然環境部会長からご挨拶をちょうだいしたいと思います。 どうぞよろしくお願いします。

田畑部会長 前段の環境審議会の方に引き続いてもうお疲れのところと思いますが、関係する 委員の皆さん、ご苦労さまでございます。

よろしくお願いいたします。

お手元の議題は、先ほども事務局から説明されていましたが、二つ。一つは南房総国定公園に係る宿舎事業の事業決定変更、二つ目は県立九十九里自然公園に係る園地事業の事業決定変更ということで諮問を受けているわけですが、よろしくお願いいたします。

- 司 会 以後の議事につきましては、県行政組織条例の規定により、部会長さんが議長を務め ることになっておりますので、部会長さん、どうぞよろしくお願いします。
- 田畑部会長 これは公開ですから、きょうの議題二つに対して事業者の方が見えておるみたいですので、お入りいただいてよろしいですね。なお、本日の会議録は、後日、事務局で作成し、本日ご出席の委員の了解を得た上で公開することになります。

(「結構です」の声あり)

田畑部会長 よろしくお願いします。

(事業者・傍聴人 入室)

3 . 会議録署名人の指名

田畑部会長 会議を始める前に会議録署名人をお願いします。

長谷川 委員

広 瀬 委員

よろしくお願いします。

4.議案審議

議案第1号 南房総国定公園に係る宿舎事業の事業決定変更(案)について

田畑部会長 それでは、議案の説明に入っていただきたいのですが、3月 14 日付けで知事さんから千葉県環境審議会に諮問があり、当部会に付議されました2議案について、ご審議をお願いいたします。

議案第1号 南房総国定公園に係る宿舎事業の事業決定変更(案)について 事務局から説明お願いします。

近藤自然保護課長 議案第1号 南房総国定公園に係る宿舎事業の事業決定変更(案)について、ご説明いたします。

議案の内容ですが、南房総国定公園の利用施設であります鴨川市の鴨川レストハウス及び鴨川ロイヤルホテルの宿舎事業決定変更でございます。

この南房総国定公園は、富津市の富津岬からいすみ市の太東崎まで、変化に富んだ海岸線、緑豊かな山稜など、すぐれた自然資源や農林漁業等の地域の風土に密着した文化資源等に恵まれており、昭和 33 年 8 月に区域指定され、昭和 40 年に区域の追加、昭和 57 年、平成元年に区域変更を行い、現在に至っております。

自然公園利用者の宿舎の用に供される施設につきましては、公園事業として整備することができるとされております。

お手元にお配りしてございます議案第1号の資料1、A3版図面00をご覧下さい。 この図の茶色が既存の宿舎施設でございます。

この施設は、昭和 45 年公園利用計画決定。昭和 46 年事業決定及び執行認可承認を受け、昭和 52 年に当時の千葉県自然環境保全審議会自然公園部会に諮問を行い、公園事業の一部変更を経て現在に至っております。

ピンク色と茶色は、施設の老朽化に伴い建て替えを計画している範囲を示してございます。

宿舎事業では、区域面積または最大宿泊者数を変更する場合に、事業決定の変更を行う必要がありますので、ご審議をお願いするものでございます。

以上、簡単に概要をご説明させていただきましたが、詳細につきましては、事業者であります株式会社ペリカン観光よりご説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

上村(株)ペリカン観光 私、株式会社ペリカン観光の上村でございます。

このたびの計画は、先ほどご説明のあった図面 00、海に向かって左側約3分の2の部分に110室のシニアホテルを建設する予定でございます。

それに併設しまして、プールと駐車場、レストランをこの中に設け、左側の約3分の1 の部分に一般客用のホテルを建てる予定です。ここに併設してクリニックをつくります。 そのような状況で現在計画を進めております。

シニアホテルは 110 室、一般ホテルは 58 室で計画を進めております。

以上です。よろしくお願いいたします。

大西(株)大林組 続きまして、建物の計画内容を簡単に、設計を担当しました大林組の大西 から説明いたします。

まず、今回の計画地の簡単な敷地の状況ですが、鴨川市の東条海岸のほぼ中央に位置し、 北側に国道 128 号線(図面 00「前面道路(幅員約 18m))が東西に走っております。道 路の東側に現在亀田総合病院があり、計画地の西側には鴨川シーワールド、複数のホテル が存在する地域にございます。一年を通して観光客で賑わうような、そういった環境の中 に今回の敷地はございます。

今回の建物は、現在建っております鴨川ロイヤルホテル(図面 00・茶色部分)を全部解体し、現在駐車場用地として使っていた部分を含めて新しいホテルとして建て直す計画になっております。

建物の構造は、鉄筋コンクリート造、規模は地上7階建て、塔屋なしという計画です。 周辺環境に配慮するために行っております手法として、階高を最小限まで抑えた形にして おります。その結果、最高高さで 22.873mまで抑えました。既存のホテルが 31mですの で、それに比較しますると8 mも低い建物ということになります。

客室は、目の前が非常にきれいな海が広がっておりますので、オーシャンビューを全室で享受できるように客室をレイアウトし、シングルルームとツインルームを主体とした、 先ほど事業主のほうからご説明のあった数を合計して 174 室の客室を確保しました。

客室数で比較しますと、既存のホテルは 60 室しかありませんでしたので、プラス 114 室というゾーンになるのですが、収容人員(お客様の数)で比較しますと、既存 306 人に対し、 311 人と同じ規模となっています。これは既存のホテルが古いタイプのホテルで、5 人部屋を主体とした和室に対し、今回、時代のニーズにふさわしいツインルームとかシングルルームを主体としました。その分客室数は増えますが、収容人員は一緒という計画になっております。そのため、建築面積と延床面積については、ともに既存よりも大きくなっております。そのかわり、先ほど私が述べましたとおり、建物の高さを最小限に抑える努力をし、周辺環境に配慮した計画としております。

また、図面 00 を見ていただいておわかりのように、建物全体を緩やかにカーブさせた 平面形としております。こういう平面形にすることで威圧的な壁面が連続するようなこと のないように心がけて、柔らかく、優しいイメージの建物になるような計画としております。

また、建物全体を大きく七つのブロックに分節し、その各々をガラスのスリットでつなぎます。このガラスのスリットは視線を通し、一つの大きな塊のような壁面が出現しないような配慮、そういった建築計画を行っております。

外装の仕様ですが、屋根の仕上げについては、アスファルトシングル葺きとしております。これは性能を確保しながら屋根の勾配を緩くすることができますので、建物の高さをできるだけ低くできるという仕様です。

外壁については、汚れが目立ちにくい磁器質のタイル張りという計画にしております。 色合いについても、周辺の景観になじんだ自然な風合いのものを採用する予定としており ます。

断面構成としましては、次のページ図面 02(1階平面図)の1階と、次のページの2階の一部を使いまして、エントランスホール、バックヤード部門のほか、レストラン、クリニック、プール、駐車場といったものをレイアウトしております。そして2階の一部と3階から上の部分に 174室の客室を積み上げた構成としております。

設備関係について少し説明いたします。

今回、海に非常に近い敷地ですので、性能的に耐塩害という機能も重視し、極力設備機器は屋内配置ということで機械室を設け、その中に機器を置くレイアウトしました。どうしても外気に面しなくてはいけない機器については、目隠しフェンスとか目隠し壁を設置し、景観に配慮した計画としております。

給排水の関係ですが、給水については、現在のホテルと同様に上水と一部井戸水を使っております。この井戸水については、今ある井戸をそのまま使いますので、新設するという計画にはなっておりません。また、排水についても、既存のホテルと同様に浄化槽を設け基準の水質を確保した上で、東側に流れます夜長川に放流する計画としております。これも既存のホテルと同じ計画です。その容量は、ホテルの収容人員がほぼ同じですので、容量についてもそれほど大きな増加はないと考えております。

全体的に、規模とか建物の長さは大きくなりますが、高さを抑えるとか収容人員をなるべく限定するといった配慮を盛り込んで、周辺への影響を配慮し、環境への影響を極力抑えた建築計画としております。

(株)環境管理センター生田 続きまして、環境調査について説明いたします。お手元にございます「景観等影響評価」の冊子をもとにご説明いたします。

目次で全体像を示しています。

第1章で「事業計画」、第2章で「地域の概況」、第3章で「活動要素及び環境要素の設定」、第4章以降で「景観等の現況調査、予測、評価(景観、植物、動物)」で、今回予測評価を行っております。それをまとめたものが、第5章「総合評価」になります。

第1章の「事業計画」(1 - 1ページ以降)に関しましては、先ほどお伝えしたとおりの内容になっております。

環境にかかわる部分で申し上げますと、1 - 12 ページ、今回の排水処理施設計画は既存の施設と同様といたします。排水基準を遵守した合併処理浄化槽を設置し、排水処理後夜長川へ放流する計画です。

1 - 14 ページに「植栽計画」を示しております。

計画地の植栽の階層別数量は、表1-4、「植栽樹種一覧表」で示しております。

1 - 15 ページ、「環境保全計画」は、景観への配慮、漁業への配慮、設備上の配慮ということで示しております。

続きまして、第2章の「地域の概況」を説明いたします。

2 - 1ページ、「計画地及びその周辺の環境概況」は、(1)南房総国定公園の特徴を示しております。

計画地は、鴨川市東部の海岸沿いに位置し、計画地を含む沿岸域全域が南房総国定公園 特別地域に指定されています。

- (2) 気象、2-3ページ、(3) 地形・地質、2-6ページ以降(4) 動植物について示しております。
 - 2 8ページ、(5)景観について示しております。
 - 表2-1-3が、「計画地及びその周辺の自然景観資源」となります。
- 2 10 ページの図 2 1 5 に、その周辺の自然景観資源の分布状況等を示しております。
 - 2-11ページに周辺の空中写真を掲載しております。
 - 2 12 ページ以降、「関係法令による指定・規制等」ということで整理しております。 続きまして、第3章「活動要素及び環境要素の設定」について説明します。
- まず3-1ページ、「活動要素の設定」といたしましては、表3-1に示しますとおり、 建設工事、施設の供用というところで活動要素を設定しております。
- また3-2ページで「環境要素の設定」で、表3-2で設定した項目を示しております。 今回は、景観、植物、動物という項目で設定しております。

詳細は3-3ページに「環境要素の設定理由」という形で示しております。計画建築物の景観は、現況の建物と形状が異なり、施設の供用時には新たな景観を創出するため、今回設定いたしました。

植物に関しまして、本事業の建設工事及び計画建物の供用時の施設の存在に伴う周辺地域の植物への人圧が考えられるため、設定いたしました。

同じく動物についても設定いたしました。

それ以外の項目につきましては、設定理由のところで示しているとおり、影響は軽微ま たは少ないために、環境要素に設定しないとしております。

続きまして、第4章以降、「景観等の現況調査、予測、評価」について説明します。

4-1-1ページから「景観」になります。景観につきましては、現況調査としまして、調査項目として、視点場の状況、代表視点からの現況景観の状況、景観形成に関する諸計画の状況を調査しております。

対象範囲につきましては、原則として計画地を中心とする中距離景、半径約3km の範囲とし、調査時期は以下に示すとおりとなっております。

調査方法につきましては、既存資料調査と現地調査の組み合わせということで行っております。

4 - 1 - 2ページ以降、「調査結果」になります。

まず、視点場の状況といたしまして、視点場の検討結果を示したものが表4-4-1に

なります。

また、それに合わせまして、4-1-3ページ、具体的な地点の場所になっております。 4-1-3ページの図4-1-1、 印が、視点場として設定される場所、 印が、視点 場としては選定しなかった場所、見通すことができない場所ということになります。

それをもとに4-1-5ページ、代表視点からの現況景観の状況について検討しております。

表4-1-2に示すとおり、合計7か所を選定いたしました。上の3つに関しては中景、 下の4つに関しては近景の代表視点となります。

4 - 1 - 6ページ、「代表視点からの景観」。現況景観としまして、表 4 - 1 - 3に示してあります。こちらに示すような景観構成要素で成り立っています。

4 - 1 - 11 ページ以降、「予測」の内容になります。

予測の項目として、ここに示すように景観の構図の変化、眺望対象・注視点の変化、心理的変化ということで示しております。

対象範囲。予測範囲として、先ほど示しました3km の範囲について、予測時期としては、こちらに示してあるとおりです。

4 - 1 - 12 ページ以降、「予測結果」になります。

4 - 1 - 14 ページ以降に、上に現況の写真、下側に供用後のモンタージュ予測の結果を示しております。こちらを確認いただければと思うのですが、地点 A 男金神社付近、地点 B 東条海岸東、地点 C 荒島。これにつきましては、中継からの眺望となっておりますが、いずれも本事業の実施により眺望される景観の変化はほとんどないと予測しております。

また、4 - 1 - 17 ページ以降、地点 D、地点 E、地点 F、地点 Gの 4 地点に関しましては、近景からの眺望になっておりますが、まず、地点 Dの鴨川シーワールド、地点 Eの 亀田総合病院、地点 Fの東条海岸沖に関しましては、各地点から眺望される景観の変化は 認められるが、計画地周辺地域の景観に与える影響は小さいと予測しております。

具体的には、本事業の実施に伴い、計画建物は既存建物の付近に出現し、新たな景観を 創出いたしますが、海側から見た景観ですと、手前の海が景観形成の構成の大半を占めて おり、景観の構図の変化はほんど見られません。

また、スカイラインの一部が計画建物により構成されておりますが、建物自体グレー系の屋根を想定しておりまして、周囲と調和しやすくなっており、壁面もアイボリー系を基調として明度が抑えられているため、人工物の出現に対する視覚的影響は緩和されております。

以上のことから、この近景に関しまして、景観の変化は認められるが、影響は小さいと 予測しております。

続きまして、4-1-21ページ以降「評価」の内容を示しております。

評価基準は、こちらに示してある3つの基準をもとに評価しております。

まず、評価の内容は、保全措置の整理として、計画建物の位置・形状等に関する措置として、以下に示すア)位置、イ)形態、ウ)色彩、また緑化に関する措置として、緑地面積、樹種、構成、管理を示しております。

これらのことから、4-1-22ページの 評価で、本事業の実施に伴う景観・眺望に

ついては、計画建物の建て替えによる視覚的な変化が見られるが、その影響については以下のとおりとなります。

近景においては、場所によって計画建物のほとんど全景が可視されるところもあり、視覚的変化が生じることは免れないが、既に駐車場、遊歩道等の人工的な景観要素が大半を占めており、計画建物出現による影響は少ないと考えられます。また、適切な保全措置を講ずることにより、建物周辺との調和が保たれ、違和感が少なく感じられるようになるものと考えられます。

また、中景、遠景におきましては、本事業が既存建物の建て替え事業で、近景に比べほとんど視覚的変化が見られず、計画建物出現による影響はほとんど見られない。

以上のことから、本事業の実施による改変が計画地周辺地域の景観に与える影響は小さいと評価しております。

次に、4-2-1ページ以降に、2番として「植物」を示しております。

こちらも現況調査、予測、評価という構成で示しております。

現況調査としまして、調査項目、シダ植物以上の高等植物としまして下記に示すとおり、植物群落の状況、4-2-2ページ、植物相の状況、注目すべき種・群落の状況を調べております。

調査の範囲につきましては4-2-3ページ、図4-2-1に示すとおり、計画地及び 周辺のおおむね 200m範囲としており、調査時期に関しては表4-4-2に示す時期とし て調査しております。

- 4 2 4ページ以降に「調査方法」を示しておりますが、既存資料調査と現地調査の 組み合わせで行っております。
- 4 2 5ページ以降「調査結果」になりますが、まず植物群落の状況は、自然公園内の植生から見た計画地周辺の植生の位置づけとして、南房総国定公園の植生はおおむね二次的植生であり、海岸部ではクロマツの防風林が地被景観を支配しております。また、調査地域は、海岸の砂浜とクロマツ植林、畑地等の耕作地と市街地から構成され、いずれも人の立ち入りの多い人為的影響の強い地域であるといえます。

次に、2番として「群落の構造」ということで、次ページ以降、4 - 2 - 6ページ、7ページ、8ページに代表的な群落の断面図を示しております。

続きまして、4-2-9ページ、「群落の分布状況」ですが、各群落の分布状況は表4-2-4「植物群落別面積」、また図4-2-3の「植生図」、「植生自然度」については表4-2-5、6、図4-2-4に示しております。

- 4-2-11ページに「現存植生図」、図面で示しております。
- 4 2 12ページに図4 2 4として「植生自然度図」を示しております。

こちらに示すとおり、計画地の自然度は1が大半を占めているという状況であります。 続きまして4-2-13ページ、「植物相の状況」についての結果であります。

計画地内及び周辺の生育種の概要といたしまして、こちらに示します種類が確認されております。

生育種確認リストにつきましては、合計 65 科 205 種確認されております。その詳細につきましては、表4-2-7、表4-2-8に示しております。

続きまして4-2-17 ページ、「生育確認種の状況」についてですが、表4-2-9に

海浜性の種、常緑樹林性の種、路傍、畑地雑草の種と大きく3分類に示しております。 続きまして、「生育種の分布状況」につきましては、生育樹、生育種につきましては、 海浜性のもの、常緑樹林性のもの、その他ということで示しております。

3番に「注目すべき種・群落の状況」を示しております。

今回生育を確認した植物種及び群落のうち注目すべき種、群落の選定基準に該当するものについては、ハマボウフウ及びハマニガナの2種がいました。それらの種の確認状況は表の4-2-10、確認地点は図4-2-5に示しております。

4 - 2 - 18 ページの表 4 - 2 - 10、ハマボウフウ、ハマニガナ。その位置が次のページの図 4 - 2 - 5 に示しております。

続きまして、4 - 2 - 20 ページ以降が「予測」の内容になります。予測項目として、 群落の改変の程度、生育状況の変化としております。

そこの対象範囲としましては、調査同様おおむね 200m内としております。

予測時期は、工事中及び供用後としております。

予測方法は、現況調査結果との事業計画の対比により行っております。

予測結果としまして、群落の改変の程度につきまして、植物群落の改変の程度について、 群落ごとの改変面積及び残存面積を算出しております。

4-2-22ページ、図4-2-6に計画と現存植生図の重ね合わせ図。

次のページ、図4-2-7に植生自然度図と計画の重ね合わせ図を示しております。

4 - 2 - 24 ページ、「注目すべき種・群落の改変の程度」がありますが、先ほど申し上げましたハマボウフウ、ハマニガナの2種が確認されております。これら2種の生育地は計画地外、海側にあたりまして、改変による直接的な影響はありません。

なお、一部敷地境界に接しているため、工事の囲い設置、外溝工事の際に間接的な影響を受ける可能性があるため配慮を行うこととしております。

- 4 2 25 ページの図 4 2 8 にハマボウフウ、ハマニガナの確認場所と本計画の 重ね合わせ図を示しております。
 - 4-2-26ページの「生育状況の変化」は、こちらに示したとおりです。
 - (3)として、予測結果を踏まえた評価を示しております。

評価基準はこちらに示すとおりです。

評価結果として、 保全措置とし、こちらに示す残存緑地を管理するための措置、工事計画に関する措置、計画建物の日影処理に関する措置、植栽計画に関する措置、施設利用者に関する措置等を実施してまいります。

それらを踏まえての「評価」ですが、予測結果を評価基準に照らし評価しております。 計画地内の植生については、郷土種を選定して植栽等を行い、緑地面積を拡大する計画 であります。また、周辺植物の生育状況には、工事中及び供用後の周りへの影響を抑える 措置を行います。

注目すべき種につきましては、現況調査で生育が確認された地点は計画地外であり、改変区域にはかからないため、保全されるものと考えます。また、計画敷地境界に接して生育する注目すべき種類につきましては保全措置を行うため、本事業による影響は軽微であると評価しております。

続きまして、「動物」を4-3-1ページ以降に示しております。

こちらも「現況調査、予測評価」という中身になっております。

まず、「現況調査」としまして、調査項目、動物と水生生物を調べております。

4-3-2ページに「注目すべき種の選定基準」を示しております。

対象範囲は、計画地及びその周辺 200mの範囲としております。後ほど図面も掲載しております。

調査時期につきましては、4 - 3 - 3ページ、表4 - 3 - 2もしくは表4 - 3 - 3に示すとおりです。

4-3-4ページ、調査方法について説明します。

まず「動物」についてですが、既存資料調査と現地調査の組み合わせで行っております。 現地調査の内容につきましては、表4-3-4及び4-3-6ページ以降の図面が何枚 かございますが、4-3-6ページから図4-3-1が哺乳類調査、図4-3-2が鳥類、 図4-3-3が両生・爬虫類、図4-3-4が昆虫類ということで調べております。

また、水生生物につきましても、既存資料調査と現地調査からなりまして、4-3-10ページの図4-3-5に「魚類の調査範囲」ということで夜長川を示しております。

以上の調査の結果は、まず動物、哺乳類について計画地及びその周辺の生育環境はホテル及び駐車場からなる人工地であり、人為的な影響の強い地域でございます。

生育確認種リストに関しましては、表4-3-6、哺乳類は合計2目2科2種ということが確認されまして、次のページの図4-3-6に確認位置を示しております。

4 - 3 - 13 ページに生育状況を示しております。哺乳類はアズマモグラ及びドブネズミが確認されております。

注目すべき種に関しては、該当する種は確認されておりません。

続きまして4-3-14ページ、「鳥類」にについて説明します。

生育確認種の概要は、市街地に生息する種が多く確認されております。

生息確認種リストは、表4 - 3 - 8 に示すとおりで、5 目 12 科 16 種が確認されております。

4 - 3 - 15ページで「生育状況の概要」を示しております。

また、センサス結果として、表4-3-9、4-3-10に示しております。

4 - 3 - 16 ページ、繁殖の可能性として、繁殖を確認した鳥類及びその可能性のある 鳥類として、表 4 - 3 - 11 に示す 8 種が確認されております。

また、4-3-17 ページの表4-3-12 に「注目すべき種」を示しております。

合計、こちらで示す4種類が確認されており、これらはすべて計画地外で確認されたものです。

その確認位置が、次のページの図4-3-7に示すとおりです。

続きまして、「両生・爬虫類」についてですが、イ)の生育確認種リストに示しますとおり、表4-3-13にもありますが、合計4目5科5種類が確認されております。

またアカウミガメが昆虫調査時に上陸したことを示す看板があり、それをきっかけに鴨川シーワールド等にヒアリング等行っております。2004年は6か所で産卵が確認、2005年は5か所で産卵が確認ということで、この東条海岸一帯の傾向としましては、アカウミガメの上陸が確認されているということを、こちらに示しております。

次のページに生息確認地点位置図ということで示しております。

4 - 3 - 21 ページ、生育状況についてこちらに示しておりますとおり、両生類はアマガエルとニホンアカガエル、爬虫類はアカウミガメ、カナヘビ、アオダイショウが確認されております。

次のページの「注目すべき種」は、表4-3-14 に示す4種類が確認されております。 その確認場所が4-3-23 ページ、両生類の注目すべき種の確認地点位置図になります。

次のページが「爬虫類」です。

続きまして、4-3-25ページ以降、「昆虫類」になります。

生育確認種リストとして表 4 - 3 - 15 または表 4 - 3 - 16 に示すとおり、合計 9 目 50 科 109 種類が確認されております。

4 - 3 - 28 ページは、生育状況を示しております。

確認された昆虫類の多くは、千葉県の海岸平地から丘陵地に生息する種でした。

また、ベイトトラップ調査結果を表4-3-17に示しております。

注目すべき種につきましては、表4-3-18に示す2種類が確認されております。

その場所が、次のページの図4-3-11に示しております。

続きまして「水生生物」に関しまして、魚類については表4-3-19「確認種リスト」 に示すとおり、合計3目4科5種が確認されております。

次のページ、生育状況はこちらに示しますとおりでして、注目すべき種としまして、表4 - 3 - 20 に示すヌマチチブ、モクズガニが確認されております。

その確認場所が、次のページ図4-3-12になります。

次のページに「動物生息状況模式図」を示しております。

4 - 3 - 35 ページ以降が予測結果になります。

まず、動物に関しまして生育環境の変化の程度、生育状況の変化。水生生物についても同様の予測を行っております。

また、対象範囲は、調査と同様 200mの範囲としています。

予測結果につきまして、まず動物につきましては、生息環境の変化の程度ということで、 工事中については、計画地内の現在の自然植生は、海浜植生がわずかにあるが、その他は 住宅・建造物及びコンクリート、アスファルトの造成裸地であり、計画地内で確認された 動物への直接的な影響はないものと予測しております。

次のページ、供用後につきましては、計画地内は緑地を計画しており、現況よりも植栽面積が増えるため、一部の鳥類や昆虫類等の生息環境は増加するものと予測いたします。

また、施設の利用については、既存施設と同様な利用となることから、周辺の動物の生育環境の変化は少ないものと予測しております。また、夜間の照明についても、既存の施設と同様に海岸側の照明に配慮する計画であるため、アカウミガメの産卵地の環境の変化は少ないものと予測しております。

次に、生育状況の変化を示しております。

工事中に関しましては、建築工事により消滅する種あるいは計画地内から周辺へ逃避し、 そこで地域固体群に大きな変化を及ぼすようなことは少ないと考えております。

次のページ、供用後につきましては、工事中と同様に現況と供用後では敷地内の環境は 変化するものの、人工的な環境という点においては、動植物にとってほとんど影響がない ため、供用後には現況とほぼ同様の生物相が維持されるものと予測しております。

続きまして、注目すべき種について、各種類ごとに示しております。

4 - 3 - 38 ページが「水生生物」になります。

生育環境の変化の程度として、工事中、供用後、生息状況の変化として、工事中、供用 後で示しております。

また、注目すべき種として、ヌマチチブ、モクズガニが確認されておりますが、河川、 海岸の造成工事等は行わないため、工事による直接的な影響はないものと予測しておりま す。

4 - 3 - 39 ページ以降は、「評価」になります。

評価基準として 、 、 を示しております。

評価の内容としましては、保全措置として、生育環境を保全するための措置、工事計画 に関する措置、植栽計画に関する措置、施設利用者に関する措置を示しております。

これらからの評価になりますが、計画地内には動物の生息環境は少ないため工事中の影響は少なく、供用後には現況以上の植栽等により緑地を創出することから、計画地内の生息環境は保全されるものと考えます。計画地周辺につきましては、工事中、供用後とも保全措置を行うことで、動物及び水生生物の生息状況に著しい影響を与えることはないと考えられます。

また、注目すべき種については、計画地内に生息環境はほとんどなく、工事中、供用後とも保全措置を行うことで影響は少ないものと考えられます。したがって、本事業による影響は軽微であると評価しています。

続きまして、第5章「総合評価」、5-1ページに示しております。

今までの予測内容のまとめになりますが、本事業は、既存のホテル建物の建て替えであり、新たに大規模な地形の改変、樹木の伐採、河川水路の改修、海岸線の改変等は行いません。

また、新たに建設する建物についても、建物の高さ、形状、色彩等については、周辺の建物、周辺環境と調和のとれた設計とし、緑地については現況以上の面積を確保し、周辺の現況植生と調和のある植栽を計画しております。

このような事業内容及び建設予定地の地域特性を勘案し、個別に評価を行いました。

そのまとめになりますが、景観について、近景においては、視覚的変化が生じることは免れないものの、建物が周辺との調和を保つように保全措置を講じること。中景においては、計画地は海岸沿いのマンション、ホテル等が既にある部分に位置し、周辺建物と混在しており、既存の建物と大きな違いが見られないこと。また、計画建物は高層棟ではないため現況のスカイラインに変化が見られないことから、影響は小さいものと評価しております。

植物につきましては、工事中には工事区域に生育する注目すべき種はなく、新たに樹林 地等を改変することもないこと、また、供用時には現況以上の緑地を確保し、植栽を行う ことから、計画地及びその周辺地域の植物相、植物群落への影響は軽微であると評価して おります。

また、動物につきましては、計画地内には生息環境はほとんどないこと、工事中及び供 用後は周辺に生息するアカウミガメ等の注目すべき種等に対して保全措置を行うこと等か ら、計画地及びその周辺地域に生息する動物への影響は軽微であると評価しております。 以上のことから、本事業に伴う対象範囲及び当該自然公園に対する環境の保全はなされるものと評価しました。

以上であります。

田畑部会長 どうもありがとうございました。

事務局からの説明コメント、今の事業者の説明、よろしいですか。

それでは、委員の皆さんからご質問あるいはご意見ありましたら、お願いいたします。 長谷川委員 これは自然公園の利用計画ということで宿舎事業を行うのか。これは既存のもの を継続するということなので問題ないと思うのですが、一つだけ事務局に確認いたします。これ は不特定多数の宿泊ということで、事業認定受ければ認められる事業ですが、1階、2階に設け るクリニックは、公園事業の事業認定のどういう取り扱いになりますか。

- 成田自然保護課 公園事業の種類につきましては、宿舎とか園地、車道、歩道等がありますが、 その中で医療救急施設であれば事業として認めても良いことになっております。
- 遠藤委員 今までホテルを経営していて、今度は病院を併設するわけですよね。営業方針はど のように変わりますか。
- 上村(株)ペリカン観光 現況のホテルは一般客を主にしているのですが、先ほどご説明した 58 室はあくまで一般客、 110 室は高齢者、身障者、一般客。これから少子高齢化に向かって老人が多くなるので、それを主体にしたホテルということです。
- 遠藤委員 それは通所型といいますか、宿泊するわけですから、今の老健施設だとか老人ホームではないわけですね。
- 上村(株)ペリカン観光 老人ホームではありません。
- 遠藤委員 このクリニックは入院も可能ですか。
- 上村(株)ペリカン観光 一部介護、人間ドックも併設する予定です。
- 遠藤委員 その場合に病院のいろいろな薬などは、浄化施設で一応浄化したにしても、排水の問題ありますが、その件に関しては問題ありませんか。
- 上村(株)ペリカン観光 私どもは、亀田病院さんが協力してくれることになっていますので、 心配ないと思います。
- 大西(株)大林組 基本的に余剰の薬品などについては、一般排水に流すのではなく、亀田病院で雇っている専門の医療ごみを回収する業者が、回収に廻って廃棄する形で考えています。
- 田畑部会長 よろしいですか。

医療施設を持った宿泊施設ということですね。

広瀬委員 これまでの集客状況はどうでしょうか。シニアなどの利用的な分析はされてますか。 上村(株)ペリカン観光 現況は、大体観光バスが主体になっていますが、ご存じのようにリ ゾートホテルは非常に経営が難しくなっていて、料金もどんどん競争で下げている関係で、 現況はほとんど営業になっていないような状況です。今度は安い、東京でいうとビジネス ホテル並の料金体系で行うとしています。

広瀬委員 集客人数はほとんど変わらないので、やはり厳しいのでしょうか。

上村(株)ペリカン観光 1泊2食付ではなかなか難しいと思います。

田畑部会長 よろしいですか。それ以外にありませんか。

アセスの関係ですが、景観アセス、総合評価で問題ないとしていますが、その点についてはいかがですか。

4 - 1 - 18 ページの写真 4 - 1 - 5 の上と下で見ると、非常に良く構造物の全体を表わしています。ホテルの今あるものとこれからつくられるものがあるわけですが、亀田病院ヘリポートは、急患か何か出たときのヘリですか。

上村(株)ペリカン観光 そうですね。急患で使っておられるようです。

田畑部会長 今もあるものですか。

上村(株)ペリカン観光 今、現在あります。

田畑部会長あそこから見た計画地ですか。

上村(株)ペリカン観光 はい。

田畑部会長なるほど。そこと共同するということですか。

上村(株)ペリカン観光 協力して行います。

田畑部会長 協力関係ですね。

この辺の生き物、植物も含めて、昆虫、鳥、それから海岸植生の特徴的な場所でしょうが、この場所と周辺、九十九里全体の国定公園に指定されているところの中で、海岸群落の状況とか、それから生き物、鳥、昆虫、その他を含めてどうですか。砂浜は非常に特殊界な場所ですか。

環境管理センター 2 - 1ページの地域概況のところの南房総特定公園の特徴というところに若 下概要を示してありますが、このあたりのエリアー帯として、南房総国定公園は、こちら に示すとおり、その特徴として内房の静かな内湾風景、それと対照的な外房の荒々しい外 洋風景等海岸景観が変化に富んでいること。また、暖流の変化を受ける最北端に位置する ため、南方系植物と北方系植物が共存し、植物の種類が多いこと。このような特徴が、こ のエリアではうかがわれます。

また、計画地につきましては、こちらに示すとおり、海岸沿いということになっております。

- 田畑部会長 その中で特に構造物ができたことによって貴重種の影響についてですが、例えば 後背地の防風林との関係、風の関係、今度、建物が少し高くなるのですが、そういう影響 はないのですか。
- 河添委員 アカウミガメが産卵するということですが、何時ぐらいから陸に上がるのか、ご存 じでしたら教えてください。
- (株)環境管理センター生田 基本的に、時期は夏の初めから秋までにかけての間で、夜間に上がってきて産卵をするというような形で、ちょっと具体的に何時からというのは存じ上げてません。
- 河添委員 今ある建物より幅広くなるわけですよね。そこに全部明るい窓が海に面し、利用客の立場だと、ずっと窓を開けて、眺めていたいと考えます。ホテルの照明などの明かりでアカウミガメの上陸に影響があるとも考えられるので、この場所がアカウミガメの産卵場所であることを説明した上で、夏の間の光の関係を利用客に理解していただき、利用客に早めにカーテンを閉めていただくようにお願いするなど、ホテル側にも配慮していただけるといいかと思いました。

大西(株)大林組 できるだけカーテンを閉めるなど配慮します。

河添委員「アカウミガメのためにカーテンを早めに閉めましょう。」みたいなことを。

大西(株)大林組 私も既存ホテルに夜行くと、夜間は真っ暗で、見ていると結構怖いです。 入江状になっていて、街の明かりが見えると非常に見ていて楽しいのですが、あそこだけ かなり広い範囲で海が見えているところは本当に真っ暗ですから、多分夜間はカーテンを 閉めている方が多いと、私は思います。

河添委員 漁火とか見えたり、少し回り込んだ向こうのほうに光が見えたりすると、見たくなるかなと思います。

大西(株)大林組 遠くの両サイドを見たい方は確かにいると思います。

上村(株)ペリカン観光 私も何度も泊まっていますが、夜になると暗いので何も見えないし、 カーテンを閉めないと部屋の中が暖かくないのです。だから、暗くなってくるとどうして もカーテン閉めます。

河添委員 カメが来るのは夏の間ですものね。

遠藤委員対象は、やはり高齢者ですか。

上村(株)ペリカン観光 主が高齢者です。

綱島自然公園管理室長 きょう欠席されております原委員の方から意見をいただいております ので、一部重複するところもありますが、読み上げさせていただきます。

まず1点目としまして、2 - 7ページ、現存植生図について。千葉県作成の南房総国定公園の植生図があるので、それを使用すること。

2点目としまして、ハマボウフウ、ハマニガナが生育する海浜植生の工事中の保全対策 について。4 - 2 - 24ページ、「配慮」とあるが、具体的な対応を記載されたい。

3点目としまして、アカウミガメに対する配慮について。4-3-37ページ、「影響はない」という記載であるが、これでよいのだろうか。産卵に上陸してきたウミガメにとって、夜間の明かりなどの影響は十分考えられる。

4点目としまして、総合評価について。余りに影響がないという前提の記述になっている。砂浜が非常に脆弱な生態系であること等を考えると、影響があるのが自明である。それを対策によっていかに軽微に抑えるか、もしくは代償措置を取るのか。その具体的な記載がほしい。

以上です。

田畑部会長 どうもありがとうございます。

綱島自然公園管理室長 1点目の植生図については、自然保護課にはありません。

田畑部会長 事業者に、答えられるところは答えていただくということにしましょう。

(株)環境管理センター生田 ハマボウフウ、ハマニガナ等の具体的な対応ということでご意見いただきましたけれども、この報告書の中の植物、4 - 2 - 26 ページに「評価」としまして、各種この5つ、残存緑地を管理するための措置、工事計画に関する措置、計画建物の日影処理に関する措置、植栽計画に関する措置、施設利用者に関する措置等記載しております。計画敷地境界に接して生息するこれらの注目すべき種については、工事による踏み込み等がないように工事関係者の注意を図ります。また、あわせて仮り囲い及び注意看板等の設置によって保全を行うということで、進めてまいりたいと考えております。

また、アカウミガメにつきましては、先ほどもご指摘いただきましたけれども、本事業では産卵場所となる海岸の改変等は行いませんので、直接的な生育環境の変化はないと予

測はしております。また、工事中の騒音、震動に関しても、低騒音型の建設機械を使用すること。また、アカウミガメが主に産卵を行う夜間の工事は行わないということで、工事中に関しても間接的な影響はないと考えております。

先ほどのご質問にもありました部屋からの明かりなどの影響については、先ほど「お客様への呼びかけ」ということがありましたが、その他に海岸側に向けた照明の点灯等、要はホテルの照明灯ですが、そのようなものは行わない等の配慮を行っていきたいと考えております。現在の既存の建物に関しても、カーテンを設置する、また外側へ向けた明かりをつけないというような対策を取っております。同様の対策を取ることによって、生育環境に配慮したもの、環境の変化はほとんどないものと考えております。

最後の総合評価のところについてのご指摘ですが、これにつきましては中身について、 前段の予測評価のところで詳細、対策については示しておりますが、総合評価のところで も、文章のほうで再度検討したいと考えております。

- 田畑部会長 この案ですが直接砂浜に出られるのですか。それともどういう措置をするのですか。
- 大西(株)大林組 既存の擁壁のような工作物がありまして、敷地境界線と前面の遊歩道の間に 1.5mぐらいの段差があるため、直接行けない状態です。今は、簡易階段やはしご状のものをつくっているのですが、今回それをつくってしまうと、落下、転落の危険がありますので、それは「なし」とし、基本的には直接は行けない構造です。ただし、シーワールド側との境界の間に細い小道がございます。現状もあるのですが、その図面の左側になります。隣地の建物が書いてないのですが、ちょうど隣接した形で鴨川シーワールドがございまして、そこの駐車場と今回の敷地の間に幅 2 m ぐらいの小道があります。

田畑部会長 そこから砂浜に出入りするのですか。

大西(株)大林組 そこからは人が行けるということになります。

田畑部会長 県の事務局のほうに聞きたいのですが、この砂浜の利用というのはどういう管理 をしているのですか。

綱島自然公園管理室長 自然海岸ですので、別に管理のほうは行っておりません。自由に入れるということです。

田畑部会長 自由としていますが、バイクなどの規制はしていますよね。

綱島自然公園管理室長 南房総国定公園の海岸については、車両乗り入れ規制は行っておりません。車両乗り入れ規制を行っているのは県立九十九里自然公園です。

田畑部会長 利用の管理については、余り厳しくしていないのですね。

綱島自然公園管理室長 ホテルの前面ですので、多分そういう車両の乗り入れはないと思います。

上村(株)ペリカン観光 車両を乗り入れるところは全くないです。

大西(株)大林組 段差があるので入れません。

田畑部会長 あと何かご質問ありますか。

- 露崎委員 既存の建物の明るさと新たにできる建物の明るさは、予測としてはどのくらい違う のでしょうか。
- 大西 (株)大林組 既存の建物は敷地ぎりぎりのところまで宴会場が張り出しており、そこからの照度は相当あると思います。今回の建物は、そういったレストランが配置される部分

は、境界線からかなり引いた位置、カーブのえぐれたところにレイアウトしましたので、 総合的にそんなに変化はないと思います。

上村(株)ペリカン観光 宴会場も夜になるとみんなカーテンひきます。

田畑部会長 よろしいですか。

露崎委員 わかりました。

田畑部会長 皆さん、どうでしょう。

(「結構です」の声あり)

田畑部会長 意見ないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第1号 南房総国定公園に係る宿舎事業の事業決定変更(案)について、原案どおり了承していただけますか。

(「異議なし」の声あり)

田畑部会長 どうもありがとうございます。

さっき出た原委員の答えは大丈夫ですか。

綱島自然公園管理室長修正したものを事務局に出していただきたいと思ってます。

田畑部会長 それ以外にまた問題が事務局側からあれば、修正していただいたものを出していただいて、それで修正していただくことにしましょうかね。

近藤自然保護課長 はい、わかりました。

田畑部会長どうもありがとうございました。事業者の方、どうもご苦労さまでした。

(事業者 退室 大網白里町 入室)

議案第2号 県立九十九里自然公園に係る園地事業の事業決定変更(案) について

田畑部会長 それでは、2号議案に入っていきたいと思います。

これもまた結構大変だと思いますが、よろしくご審議のほどお願いします。

議案第2号 県立九十九里自然公園に係る園地事業の事業決定変更(案)について、ご審議いただきたいと思います。

近藤自然保護課長 議案第2号 県立九十九里自然公園に係る園地事業の事業決定変更(案) についてご説明いたします。

議案の内容ですが、県立九十九里自然公園の利用施設であります園地事業の事業決定変更でございます。

県立九十九里自然公園は、北は銚子市から南は一宮町までの海岸線が特徴であり、昭和 10 年 8 月に区域指定され、昭和 41 年、昭和 60 年、平成 5 年に区域変更を行い、現在に至っております。

自然公園の利用上必要な園地などの施設につきましては、公園事業として整備することができるとされております。お手元にお配りしてございます議案第2号の「資料1」をご覧ください。

青色で示します南今泉園地の公園事業は、昭和 58 年 11 月 22 日に計画決定及び事業決定がなされ、昭和 60 年 3 月 26 日に事業決定の変更を受け、昭和 61 年度から昭和 63 年度にかけて整備された園地でございます。

赤色で示します今回の計画事業地は、九十九里有料道路を挟み既に園地として整備された南今泉園地に隣接しており、海の家撤去後、既設の園地と一体的に整備、管理することにより、自然公園としての利用価値を高め、レクリエーションの場として自然の恩恵を容易に体感できるようにすることを目的に、園地を拡大整備するものでございます。

園地事業では、区域面積を変更する場合に事業決定の変更を行う必要がありますので、 ご審議をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、概要についてご説明させていただきましたが、詳細につきましては、事業者であります大網白里町よりご説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

田畑部会長 この概要のことについて、中身を聞いておきたいとか、何か先に聞いておきたい ことありますか。よろしいですか。

では、説明、よろしくお願いします。

大網白里町 続いてお疲れさまでございます。山武郡大網白里町産業振興課長の梅原英男です。 私のほうから、ただいまご説明ございましたように、議案第2号のご説明を申し上げます。

はじめに、大網白里町は九十九里平野のほぼ中央に位置し、千葉市に隣接した東西に縦長な地形の町でございます。規模といたしましては、面積が約58 km²。人口は住民基本台帳上の人口ですが、平成18年1月1日現在で5万25人。海岸の長さは約3.5km。町の基幹産業といたしましては、主に農業、漁業が中心の町でございます。

このたびの具体的な整備計画でございますが、資料でお示ししましたように5点ございまして、1点目は海水浴場の舗装整備。これは現状の駐車場のうち未舗装となっている駐車場を、来遊客の利便性向上のために舗装工事を行いたいと考えているものでございます。

2点目は公衆トイレの建て替えです。これにつきましては、現在白里中央海水浴場に3か所の公衆トイレがございます。しかし、老朽化に伴いまして来遊客から大変不評を買っている状況です。できれば、きれいで清潔な砂浜に、海浜公園にしようという考えから、すべて建て替えたいと考えているところでございます。

3点目は、海の家撤去跡地の区画造成整備です。対象面積は約 4.2ha です。先ほども ご説明申し上げたように、海の家を撤去した後に整備をし、それとあわせて、現在、砂浜 が大変荒廃しておりますので、今後の砂浜の利用形態等整備をしたいと考えております。

次に4点目は、車両乗り入れ防止兼用ウッドデッキ及びベンチ柵の設置の関係です。この整備は、いま3点ご説明申し上げました海岸駐車場の舗装整備、公衆トイレの建て替え、海の家撤去跡地の区画整理造成整備、これが今現在最優先重要課題となっておりますので、この整備が終了次第順次進めたいと考えています。

次に、最後の5点目の監視塔の建て替えですが、これにつきましても、やはり今申し上げました整理が順次進んでから建て替えをしたいと考えております。

以上のように、このような工事で、大変貴重な海浜公園を町が勝手に観光に結びつけた 計画をしていますが、決して新たにこの浜辺を開発しようとする計画ではありませんので、 ご理解を賜りたいと存じます。

今、現状の海水浴場として使用しておりますエリア内容を、公園としてふさわしい公益 利便施設などを設置し、有効に活用させていただければとお願いするものでございます。

私のほうからは説明を以上で終了させていただきます。引き続きまして、この計画にあたりまして、海岸部の県立九十九里自然公園に与える影響などを、県ご担当課と協議の上環境調査を実施いたしましたので、これからその評価書の説明をさせていただきます。よるしくご審議をお願いします。

大網白里町 それでは、引き続きまして、「環境影響評価」をご説明いたします。

まず、お手元にお配りしました評価書につきましては、目次に示してございますとおり、 第1章から第5章の総合評価で構成されてございます。これにつきまして、順次ご説明さ せていただきたいと思います。

第1章につきましては、先ほど産業課長からご説明したとおりですので、これにつきましては割愛させていただきまして、私から「環境」ということでご説明させていただきます。

6ページに全体の計画を示してございます。この図面の凡例の中にそれぞれの計画の用

途が示されております。全体が約 700mの南北に広がる計画地でございます。黄色で描かれているところは、二十数年前から海の家が建っておりまして、今現在は取り壊されて更地になってございます。さらに新しい再整備についても、この黄色の個所につきましては、海の家を引き続き仮設していくことになっています。

他に未舗装の駐車場、砂利の駐車場が今、位置してございますが、将来的にはすべて舗装してきちんとした防塵施設にする計画です。一つの特色としては、南北に 700m、奥行き 60mという計画地です。

具体的にどのようなものができていくかというのが、7ページ以降に示してございます。 計画の建物の規模ということで8ページに、トイレを3棟建設いたします。これにつき ましては、幅が約28m、奥行きが10m。規模とすれば非常に小さな規模ですが、高さ方 向につきましては、最大6mの規模に合わせてつくる計画になっております。

9 ページ、10 ページに同じような形のトイレが、少し規模が縮小されておりますが、幅が 15m、奥行きが 12mというようなトイレを、それぞれ南北、中央に 3 か所設けることになっております。

今回の計画の中では、再整備の中でこのトイレが主な建造物になります。その他につきましては、もう既に既設の構造物ということで考えていただければ結構だと思います。

次に、第2章の当該地域の概況を説明させていただきます。

計画地は、県立の九十九里自然公園の第3種特別地域に含まれております。比高が約2~3mぐらいの非常になだらかな海浜の形状をなしています。

位置的には、大きな図面で見ていただきたいのですが、12 ページ、13 ページに赤書きで計画地を描いてございます。九十九里の公園の中央部ぐらいに位置しています。

さらに、動植物関係の概況を文献からまとめてございますので、ご説明いたしますと、11ページ、1)に植物の状況ということで、12ページに環境庁の「現存植生図」を示してございます。この中で計画地の赤の部分が自然裸地とで、それぞれ表現しております。それから海岸砂丘植生が、当該地域の主な植生の状況になってございます。

さらに、13 ページに「注目すべき動植物の分布」ということで、環境庁の2回から4回までの自然環境保全調査の結果を図化してございます。これを見ていただきますと、植物については、まずハマナスとハマニンニクの群落が、当該地域からそれぞれ南ないしは北部に位置しており、計画地そのものは注目すべき動植物が分布してございません。

それから動物につきましても、13 ページに注目すべき分布を示していますが、特に計画地そのものに注目動物は存在してございませんが、11 ページ下から 5 行目に、「アカウミガメの上陸が見られ、産卵並びに漂着」というのが、過去に記録をされております。これは後ほど動物についての両生・爬虫類の中でご説明させていただきます。

引き続きまして、地形の概況ということで14ページに進めさせていただきます。

当該地域については、大きな縮尺の中に計画地が描かれていますが、九十九里平野の海岸線の延長約 66km のところに位置するような場所です。比高が約2 mということで、先ほども申したとおり非常になだらかな平野の中に位置しています。

15 ページに「地質」ということで示してございます。16 ページの図面、表層地質図の中に赤で位置が示されておりますが、当該地域につきましては、砂の堆積物ということで分類されております。近傍でボーリングの記録があり、表層から約 20mの厚さに砂層が

存在していることがわかってございます。これが地質の概要でございます。

引き続きまして 17 ページ、「景観の状況」ということで進めさせていただきます。

景観につきましては、波乗り道路とその背面に一宮道路が存在してございますので、その間に挟まれたところから海辺、この付近がそれぞれ海岸レクリエーションゾーンということで形成されております。特に海水浴場が多く存在していまして、18 ページに計画地等周辺のレクリエーション施設を示してございます。何といっても海水浴場が一つ大きなレクリエーションの施設になってございます。その他に、国民宿舎が離れたところに存在しております。

具体的にこの地域がどういう使われ方をされているのかというのは 19 ページ以降に、 平成 13 年以前の写真を示してございまして、大変な賑わいになると同時に、海浜まで駐車場を利用してそれぞれ海水浴を楽しみに来る方々が大勢いるというのが、19、20、21で示してございます。いずれこの地域については、今回の再整備いたします計画地にいずれもなっている場所でございます。

次に、第3章に進めさせていただきます。

「環境要素の設定」ということで、本業務につきましては、表3 - 1 に環境要素の設定理由ということで、環境影響評価の対象とする要素を示してございます。今考えておりますのは、景観、植物、動物という3要素について環境影響評価を行うことになっております。

設定理由は、自然公園区域の第3種特別地域内ということで、3項目についてそれぞれ取り上げてございます。計画地の概要から把握しますと、 を「判定」として示してございますとおり、現況調査は既存の資料を中心に行っていくということで整理しております。現地調査は踏査にとどめて取りまとめてございまして、その結果については、この評価書の中にそれぞれ盛り込んでございます。

引き続きまして 23 ページに当該地域の関係法令等ということで、指定状況を示してございます。表 3 - 2 に示してございますとおり、一つは都市計画区域に存地しております。農業振興地域、自然公園条例の第 3 種特別地域、銃猟禁止区域、海岸保全区域という、それぞれ法令の指定と規制等を受けている地域でございます。当然この周辺も含めて、計画地と同じ指定と規制を受けてございます。

24ページに「都市計画図」を示してございます。

25ページに「農業振興地域の位置」を示してございます。

26 ページに鳥獣保護区のうちの銃猟禁止区域に位置しているということを示してございます。

28 ページに文化財ということで、周知の埋蔵文化財を示してございます。いずれも計画地から離れたところに位置しております。

3章まで、概況の説明をさせていただきました。

続きまして、第4章で各論に入りたいと思います。

先ほどの対象といたしました「環境要素の景観」からご説明いたします。

景観につきましては、視点場の状況が一つのポイントになります。主な視点場は、現在の九十九里の海浜、この海岸へアクセスする山田台・大網白里線、その後背地にあります中央海岸の緑地広場になります。景観資源としては、当然ながら先ほどの自然公園の中に

位置している白里海岸が、一つの大きな景観資源になっています。

なお、計画地周辺にはこの計画地を眺望するような施設は特にありません。

続きまして、具体的な利用状況を含めて説明させていただきます。

30 ページ下段、「計画地周辺の景観の特性」ということで、海浜ですので、海水浴に関するレクリエーションのゾーンとして、海水浴ないしはサーフィン、ボードセーリング、こういうものに多く利用されているというのが現状でございます。当然ながら計画地にはそれぞれ利用する入り込み客数で、特に夏については多くの人が見られます。

32 ページに主な視点場を示してございます。当該地域については、波乗り道路が一つ、計画高が現在地上から約6 mぐらいの高さに位置し、当然海浜からは、計画地から波乗り道路によって市街地を見ることはできない状況です。市街地からもこの波乗り道路の影響で見ることはできません。そのような状況ですので、視点場についてはよく見えるような場所、この辺を近景域として約500m範囲の中でさらに絞り込んで、当該地域の周辺を約10 ポイント示してございます。

33 ページ以降、調査の時期が3月の冬の時期でしたので、周辺の植生が全部枯れ葉状況になっております。少し景観としては乏しいような雰囲気になっておりますが、ページ34、35、36、37 に、それぞれ計画地を、よく視点場として見る場所を記録してございます。

これらの中から4地点視点場を選び、予測評価をしてございます。

考え方としましては、41 ページに各予測する主要な景観地点を示してございます。基本としましては、東西南北4か所からそれぞれ計画地が見える、その地点を設定し、先ほどの現況調査の結果を踏まえて予測してございます。

これらの結果につきましては、ページの順を追っていきまして、42 ページ、まず九十九里の有料道路法面より南側の地点から計画地をそれぞれ臨んでございます。ここに写真が3つ並んでおりますが、一つは先ほど現況の中でそれぞれ夏期のシーズンの利用状況について少し説明させていただきました。この計画地と夏期のシーズンの利用状況をあわせてイメージ写真を載せております。現況というのは3月に撮った写真で、供用後とは、今、計画が示されたとおり遠方に海の家が少し見える、右側のほうにトイレを建造します。これが少し見えるような状況です。トイレについても、現在古い建物でありますが、現状に位置してございますので、建物そのものは同じような建物がそれぞれ遠方に見えます。ただ、夏期のシーズンは、当然この駐車場に多く駐車するようになってございまして、大変な賑わいになるというのが現況でございます。

43 ページは、波乗り道路を市街地側から見た状況でございまして、いま既設の監視塔がありますが、そこに新たに 13m規模の監視塔を建て替えるということで、ちょうどこの波乗り道路のボックスのところから遠景写真が見える状況でございます。大きく変化はしないことが、この写真でおわかりになると思います。

44 ページは、海側から海の家ないしは監視塔を臨んだ写真でございます。夏期のシーズンについては、いま背後に海の家がそれぞれ建てられております。現況については、その立ち退きした後の更地になってございまして、最後に供用後ということで、この建物も仮設になりますので、6月から8月までで、9月にはすべてが撤去される状況になります。

45ページは、夏期シーズン、現況の更地の状況、遠方にトイレと海の家が見えます。

当然、手前の駐車場は、防塵の舗装で整備します。このような状況になっております。 引き続きまして、動植物の中の植物についてご説明いたします。

植物につきましては、群落と植物相についての取りまとめと注目すべき種についてまとめております。

47 ページは冬場の調査でありますが、文献に基づく現地踏査ということでくまなくこの計画地周辺を踏査しております。この結果については 50 ページに植生分布図ということで、現地を踏査した結果と文献から、周辺の現存植生というより植生分布図を示しております。計画地のブルーの線で囲まれたところは、植生はすべてが 7 番の造成裸地という区分になります。特に植生で見られるところは、南北のブルーのところに海岸砂丘の植生が見られ、チガヤ群落、波乗り道路の法面で多く見られる植物がそれぞれ存在してございます。

結果として、52 ページに踏査した調査結果と、これまでの文献で 55 種確認したということでリストに挙げておりまして、その他 53 ページに写真で示しておりますが、現地でこの時期にハマニガナを 1 種それぞれ確認しております。それから海岸砂丘の植生のハマニンニクが見られます。

54 ページに注目すべきこれらの種である現地で確認したハマニガナが3株について計画地外の南のほうにそれぞれ現存していることでわかっております。

55 ページは、「予測」を示してあります。予測については、3)評価に書いてありますが、この評価基準の3つについて予測をしております。計画地内の生育環境を保全すること。2つ目が周辺植物の生育状況に著しい影響を及ぼさないこと。3番目が注目すべ種の生息環境を保全することです。

これがそれぞれ予測の評価になっておりまして、結果的には保全の措置ということで、 ハマニガナの生育地及び海浜植生の分布域の保全に留意するということで考えております が、計画地は大変な造成裸地で注目すべき種も生育していないのが現状です。供用後につ いても、今の再整備と考えておりますので、現況の海浜環境は同じように維持されること で、評価目標は達成されると予測しております。

続きまして、「動物」につきましては5項目取り上げております。

計画地園については、哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫、水生動物ということで、それぞれ 57 ページに、「動物」については水生動物まで含めて調査ルートを示しております。 計画地を含め周辺を調査し、あわせて文献から取りまとめています。

58 ページ以降に各哺乳類をまとめておりまして、59 ページに現地調査でそれぞれ痕跡を含めた調査結果を載せております。いずれも計画地外で発見されています。

引き続きまして、「鳥類」については60ページに示しております。現地調査と文献でまとめており、流鳥と旅鳥の冬鳥につきましては、現地調査で19種確認してございます。文献につきましては、その他の種がそれぞれここで示されておりまして、当該地域については渡りの地域になっておりますので、それらについてもそれぞれ現地調査の結果で、63ページに注目すべき鳥類の状況ということで示しております。県のレッドデータブックの中で保護生物という扱い方で挙げられている種(トビ・ホウジロ・ダイサギ)が計画地外で主に確認されております。

64 ページの「両生・爬虫類」についても、時期的な話ですが、アカウミガメについて

は、学識経験者からそれぞれ現地を見ていただき、ヒアリングの結果で載せております。

65 ページに「アカウミガメの確認記録」、平成8年から約10年のデータを載せておりまして、行動の種別ですと、死亡の漂着から産卵してるという状況なり、漂着のみという区分で行動区分が載せてあります。

これは、具体的に 66 ページに 10 年間のデータを取りまとめております。これも計画地の隣接したところまでを含めて、産卵ないしは漂着の記録が残されております。

引き続きまして、昆虫類につきましては、現地調査を含めて調べてございまして、現地 は冬場で2種類の種を確認しております。

このリストの中で「注目すべき種」ということで、68 ページの下段に、マツムシ、ツノトンボ、ニッポンハナダカバチの3種が挙げられています。ただ、これは文献でございますから、計画地との関係を見る限りは造成裸地という扱いでございますので、恐らく生息環境としては難しいのではないかという整理をさせていただいております。

69 ページに「水生動物」ということで、これは貝類、甲殻類を含めて現地、文献で見ております。現地については、漂着物まで含めて確認しております。

70ページに、先ほどの動物の5種についての予測評価をしております。

順を追っていきますと、哺乳類については、計画地が大変な造成裸地、砂場であるということで、今回も確認されていません。哺乳類の主たる生息環境としての利用はほとんどないと考えるため、工事中、供用後における哺乳類の生息環境、生息状況の影響は小さいと予測されます。

あと、計画地周辺の海浜には、スナメリとかカマイルカ等の漂着固体が確認された事例があり、今後もこれらの漂着が生じる可能性もあるます。これは生息とは違うとらえ方で考えていますので、このような整理の仕方をさせていただきました。

鳥類につきましては、シギだとかチドリの餌場の生息環境として利用されている。現地でも幾つかの種が確認されておりますが、一つは注目すべき種としてのコアジサシの営巣等の利用が見られているが、計画地から約300m離れています。これは南側に位置しているところですが、海浜の利用形態も現況と変わらないので、大きな餌場の面積は縮小されるとかそういうことはありません。今の現況が維持されると判断しております。

現地の中で見つけた注目種(トビ・ダイサギ・ホウジロ)については、調査地の南で冬 鳥のクロガモ、カワウが確認されたが、コアジサシと同様に現状と同様な生息環境が保た れるということで予測しております。

両生・爬虫類につきましては、アカウミガメが非常に重要な話になりますので、アカウミガメについては、先ほども図で示したとおりで、上陸して産卵していることは事実です。今後とも計画地に産卵をしないのかということは言えないような状況です。従って、利用形態がほぼ現況と変わらないということでありますが、今後も産卵場としての利用や漂着が生じることは事実です。これは現状と保全で示しており、そこで述べさせていただきます。

昆虫類については、供用後について利用形態は特に変わらないということで、生息環境 は維持されると予測しております。

水生動物については、これも供用後の海浜利用形態はほぼ同等ということで、現状の生息環境は維持されると予測されております。

評価につきましては、先ほど植物の項で提示しました内容でございまして、動物についても、この3つの基準をそれぞれ評価としております。

その中で保全措置として、アカウミガメの保全について記載しております。アカウミガメについては、産卵を確認した場合は、産卵区域周辺を現在、保護区域として立ち入り禁止をしておりますので、そのような保全措置を講じていくことで保全されると考えております。

産卵場については、波打ち際周辺に産卵環境の維持が困難な場合には、産卵した卵の移植等の措置を講じていきたいと考えております。

白里海岸はアカウミガメの産卵場として利用の可能性のある場なので、海浜利用者等へのアカウミガメの保全等に関しての広報とかPRについて努めていきたいと考えております。

アカウミガメの産卵シーズンは、夜間照明の軽減に努めるよう指導・広報します。現実 にこの手立てについては、すべて町指導で進めていることは確かです。

コアジサシの保全については、コアジサシの営巣地は計画区域から離れていますが、海 浜利用者等にはコアジサシの保全等に関して広報・PRします。直接的な海浜がないとい うことは事実ですが、そういう広報・PR活動には努めるということは事実であります。

こういうことを受けまして、「評価」ということで、計画地及び周辺に、主に海浜性のシギ、チドリの鳥類や海浜性の動物の生息環境として利用されているが、工事中、供用時においてはほぼ現況と同じような環境が維持されると考えております。

アカウミガメについては、先ほどの保全措置を講じてきておりますけれども、県の条例の中に「海浜部車両の乗り入れ規制」がございます。これは平成 10 年にそれぞれ条例化されておりますので、当然これに基づきまして、適切な保全を講じていくということになっておりますので、いずれにしても、こういうことから保全を講じることによって評価目標が達成されると判断しております。

最後の第5章の「総合評価」につきましては、先ほどのそれぞれの仕事を個別に取りまとめたものついて個別の評価と、最後の 74 ページに総合評価ということで述べさせていただいております。個別評価については、先ほどそれぞれ各論の中で説明したことを一つにまとめております。

これらを受けて総合評価は、結果的に申しますと、事業の実施に伴う周辺の植生、動物相、その他景観の状況並びに特質について取りまとめました。個別評価を実施したところ、本計画の実施に伴う環境への影響は軽微であると評価された。なお、影響が予測された項目については、適切な対策を実施することにしたということで、これは具体的に保全措置を先ほど説明した内容について確実に実行していくというのが、この保全の最後の総合評価としてまとめてございます。

以上をもちまして、環境影響評価の説明をさせていただきました。

田畑部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明の中で、ご意見あるいはご質問ございましたらどうぞ。

このところはいつ頃造成しましたか。園地整備ですか。

大網白里町 この造成と申しますか、海の家の建設は、昭和 56 年 10 月の認可によりまして、 翌年の 57 年から海の家の建設が始まった、と伺っております。従って、概ね 23 年ぐらい 前から、このような状況です。

- 田畑部会長 その間にいろんな生き物の変化について調査していますか。例えば、今の説明で 地形図や植生図は、県の調査は参考にされてないようですが、それは後ろの方ではやって いるのですね。県の調査はこの辺調査していませんか。
- 綱島自然公園管理室長 植生図については、南房総国定公園だけ行っておりまして、他の地域 については行っておりません。
- 田畑部会長 南房総国定公園だけですか。それで第1号議案は、もう少し細かく載っているのですね。希少種についてはRDBで調査されていますか。
- 綱島自然公園管理室長 レッドデータブックの関係はしてます。それだと古くなりますが、県立九十九里自然公園の公園計画の変更の際に、いろいろな調査を行っております。
- 田畑部会長 やってますね。それらはここでは余り参考にされてないですね。だから、むしろ そういうデータを見ると、また少し評価のところが変わってくるかもしれませんね。
- 綱島自然公園管理室長また、原委員の方から意見が出てますので。

田畑部会長 どうぞ。

- 綱島自然公園管理室長 現存の植生図については、先ほど説明のとおり九十九里では作成して おりませんので、使えません。
 - 2点目としまして、52ページ植物リストの関係ですが、種名中CVなどの後に空白ー文字を開けること。これは記載の仕方だけです。
 - 3点目としまして、71ページ、アカウミガメの保全措置についてということで、「アカウミガメの産卵が確認された場合」とはいつの時点のことなのか。工事中に限るのか。あと、工事完了後についても保全措置を講じるのか。また、既に当地では上陸が確認されており、対応としてこれで十分かどうか検討する必要があると考えている。

4点目としまして、総合評価について。余りに「影響がない」という前提での記述になっている。砂浜が非常に脆弱な生態系であることを考えると、影響があるのは自明である。 それを対策によっていかに軽微に抑えるか、もしくは代償措置をとるのか、その具体的な記載がほしい。

以上です。2点目から4点目についてご回答いただきたい。

田畑部会長 どうぞよろしくお願いします。

建設技術研究所 植物リストにつきましては、一般的に広く使用されておりまして、あと品種 や変種 、生態系、後に空白一文字についても、広く使用されていますので、文章 は修正 いたします。

アカウミガメの保全措置について、まずアカウミガメの産卵が確認された場合とはいつの時点のことかという点につきましては、アカウミガメが上陸しまして、産卵をした形跡を見つけた場合に、今までもそのように保全措置をしてきましたが、柵を設けまして、トラロープで囲っております。その後の経過につきましては、地元の九十九里浜の自然を守る会の方が毎日観察しております。2か月から3か月ぐらいたった後に孵化が始まるのですが、万一その時期を過ぎたものに関してはヒアリングのデータを得ておりますので、昨年度はそのようにして上陸の形跡がありましたら、そのような保全措置を今までも講じてきましたし、工事中も供用後も同じような措置を講じる予定です。

(「産卵の時期には工事をしないですよね」の声あり)

大網白里町 しません。

- 田畑部会長 よろしいですか。原委員の質問に対してきちんと答えられていればいいですが、 質問の意味をはっきりわかってないのかもしれないし、少し説明しただけではわからない かもしれませんので原委員の意見を伝えて、再度検討して下さい。(原委員の意見に回答 したものですが、質問がよく分かってないような回答でした。部会長から、質問内容がよ く理解されてないようですので、事務局から質問内容をきちんと伝え、環境影響評価書に 検討内容をきちんと記載していただきたいとのことでした。)
- 露崎委員 九十九里の漂砂、つまり海岸線の変化の移動が激しいために、あるところはかなり 削られ、あるところはかなり堆積しているという状況をよく聞くのですが、この地域につ いて変化はありますか。

また、サーファー、サーフィン、それから遊泳者、これは最近、場所によっては区別してないと非常に危ないことから、場所を選定しているように見受けられるのですが、町はどういうふうに考えているのか、お聞きしたい。

また、先ほどのウミガメの卵ですが、トラロープで囲うといっても結構盗掘にあってしまうらしいですね。卵を貴重にしているという話もよく聞きます。夜中に上がってきて産卵して、帰って行く。朝早く砂浜に行くと足跡があるので、それを追って行って掘っていくとあったとか、卵自体もかなり取られている。そういう話もよく聞くので、トラロープだけでなくて監視等も十分してください。これはお願いですので、回答は結構ですから。よろしくお願いします。

大網白里町 まず一点目、白里海岸における砂の移動ということですが、確かにこの海岸につきましても、十数年前から比較すると浸食されていることは事実です。

2点目のサーフィンと海水浴場等のすみ分けでございますが、これにつきましては、現在、海水浴場につきましては、いわば危険であるサーフィン、ジェットスキーにつきましてはすべてすみ分け、中央海岸など地域を限定して海水浴を楽しんでいただいているというような形で行っております。

3点目のウミガメの卵の盗掘でございますが、先ほど申しましたとおりに九十九里浜の 自然を守る会の方々が、ウミガメの産卵があり、そして発表した場合に、精力的に日夜交 代で監視を続けている状況でございます。引き続き盗掘のないように注意をしてまいりた いと考えております。

河添委員 トイレについて一つお願いがあります。

私、余り海水浴とか行かないので知らないのですが、トイレは水洗トイレですか。そう したら、その排水はどういうふうに処理されているのでしょうか。

- 大網白里町 今、考えておりますトイレは、水洗です。その水洗等排水につきましては、大網白里町、これは公共下水道が設置されております。海岸地域ももちろん公共下水道が近く にございますので、そこに接続をして、その水を流すという考えで、現在、設計中です。
- 河添委員 高速道路のトイレとかパーキングエリアなどのトイレですが男女が同じ面積なんです。女性は一人当たりの時間がとても長いため面積の割合を変えて、女性のほうが困らないようにしていただくと、利用者に評判がよくなると思います。

大網白里町 大変貴重なご意見いただきました。検討させていただきます。

遠藤委員 女性は男性の方に入って来ますよ。

河添委員 結局、「バス、何時に出発」とか言われると、やむなくなんです。そんなお行儀の 悪いことさせないように考えて設計していただくといいと思います。

田畑部会長 ご検討ください。大変大事なことですね。最近は女性のトイレもだんだん変わってきましたけど、まだ東京駅あたりもそうですね。男性は大丈夫だけれども、女性は長い。

河添委員 どうしても男性とは時間が全然違うのです。大抵ご主人が「遅かったな」って怒っているでしょう。「でも、しかたないのよ」と奥さんも怒っているでしょう。そういうところで喧嘩させないように。

広瀬委員 車両の乗り入れの問題ですけれども、この地域で今まで乗り入れの防止柵などを設置された事例はありますか。もしされてないということになれば、きょう4番目の順番で「乗り入れさせない」という計画ですけど、大体何年後ぐらいになるのでしょうか。その辺について教えていただきたい。

綱島自然公園管理室長 県立九十九里自然公園の車両乗り入れ規制ですが、始めて、この3月 末で8年目です。その間に標識とか乗り入れ防止柵の整備を県で行っています。これから もまた破損等があれば、その辺は修理していきたいと思っております。

広瀬委員 白子町とかやられているのは承知しているのですが、この地域でやっていますか。 綱島自然公園管理室長 やっております。

広瀬委員 今まで施工されているわけですか。

綱島自然公園管理室長 はい。

田畑部会長 よろしいですか。

広瀬委員 はい。

田畑部会長 6 枚目の図面ですが、公共・公益施設用地というグリーンのところはどういう意味ですか。

2つ目は、黄色の業務施設用地は海の家ですけれども、ここのところは、海の家を開設する期間は使うかもしれないが、あと1年中、使うわけではありませんから、建物(仮設)取ってしまいますね。そのときの管理はどうされますか。

あと、駐車場のことですが、図面の中で青い線が入っているのですが、いわくのある水路ですか。もし排水路だったら付け替えはどうなりますか。

大網白里町 まず、中央のグリーンのばつの網かけの部分は、今後ここにライフガードの詰所 ということで考えておりまして、さらには観光案内所あるいは土産物売り場とかそういう ものを計画しております。

田畑部会長 仮設ということですか。

大網白里町 開設期間中に設置をしたいと考えております。

黄色部分の業務用の海の家の設置ということで、これの撤去後の管理はどうするかということでございますが、もちろんこれは更地になってしまいますので、現状のまま翌年まで放置という形にならざるを得ない。

田畑部会長 これは事業用地として誰かにお貸しするのですか。

大網白里町 はい。

田畑部会長 それは公募ですか。

大網白里町 はい。

最後に、水色の線ですが、これは、現在、砂浜が相当海の方から風で飛散されまして高

くなっております。これは波を打ち消すための防潮堤が 25 年ぐらい前に設置をされてましたが、だんだん砂が積もり積もって同じ高さになってしまった。これは防潮堤の後ということでご理解を願いたいと思います。

田畑部会長 今度はここをまた造成するのですか。

大網白里町 はい。同じ高さに舗装したいと考えております。

遠藤委員 海の家は毎年毎年公募してやっているのですか。

大網白里町 平成 16 年、17 年度に海の家の取り消し、県の教育受けながら事業者に指導して撤去してまいりました。今現在、まだ 1 軒ございますけれども、その 1 軒につきましては、この 3 月 30 日にもし自主撤去しなければ強制撤去するという形になりますので、すべての海の家がなくなります。

そして、今の質問でございますけれども、それまではずっと前は権利者がいたので、その権利者が利用していましたけれども、今後は海の家を出店したい方を募って、それで出すと、そのような考え方で出店をさせる。もちろんそれについては、うちのほうでいろいると選定をさせていただきます。

田畑部会長 よろしいですか。

遠藤委員 はい。

田畑部会長 それ以外にご質問ございますか。

二十何年ここを園地整備してからずっと管理しており、これからも管理していくわけですが、特に海辺に接しているので生き物の変化がずっと見られると思いますので、生き物調査など町だけでなく県のやる仕事かもしれませんけれども、少し環境についてのモニタリング調査を、町の仕事としてずっと続けられるといいと思いますのでお願いしておきたいと思います。

さっきのウミガメの話もそうですけれども、そういうものに対して住民の方と一緒に管理の仕方をお考えいただいて、モデルになるようにひとつ国定公園の中でしていただくとありがたいですね。

今、国のほうは、ここは房総の国定公園になるかどうかわかりませんが、国定を国立公園化の方向で再検討していますので、こっちもそうなるといいと思いますけれども、なかなかそこまではいかない。海域のほうをちょっと手を伸ばせばなるかもしれません。そんなことの要望で。

この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、議案第2号をお認めいただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

田畑部会長どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

町の方は退出お願いいたします。どうもありがとうございました。

(大網白里町 退室)

田畑部会長 これで第1、第2号議案、長時間かかりましたけれども、ありがとうございました。

最後に次長さんご挨拶、よろしくお願いします。

神子環境生活次長 第1部が全体会議で、第2部が先生方にお見えいただいて、結構難しい議

案をご審議いただきまして、本当にありがとうございます。

案件、ことしは多くて自然保護課も頑張っておるようでございます。我々も自然を守らなければいけないという意識で、また頑張っていきたいと思いますので、引き続きのご指導をぜひお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございます。

田畑部会長ご苦労さまでした。

事務局のほうは、その他何かございますか。

綱島自然環境管理室長 ありません。

6.閉 会

田畑部会長 どうもありがとうございました。 司 会 どうもお疲れさまでございました。 ありがとうございました。

以上